

平成19年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 農林部

H20.3.31 現在

| 番号 | 所管部局 | 所管課<br>(地方機関名) | 契約締結日     | 契約の名称   | 契約金額(円)   | 契約の相手先 住所 氏名                                    | 随意契約とした理由<br>(具体的かつ詳細に記載)   | 地方自治法施行令<br>適用条項   |
|----|------|----------------|-----------|---|-----------|---|---|--------------------|
| 1  | 農林部  | 農政課            | H19.5.7   | 平成19年度有害イノシシ捕獲技術向上研修事業業務委託                              | 2,500,000 | 長崎市樺島町9-13<br>社団法人 長崎県猟友会<br>会長 中村 大介           | 有害イノシシの捕獲技術向上研修にあたっては、有害イノシシ及び猟銃等の取扱等に専門的知識を有し、かつ、狩猟全般について精通している者がその任にあたらなければならない。<br>また、県内の有害イノシシの捕獲技術向上研修であることから、研修実施者は、県内各地域の実態等について知識を有するものが臨むべきであり他と競争できず相手方が特定される。  | 第167条の2<br>第1項 第2号 |
| 2  | 農林部  | 農政課            | H19.5.7   | 平成19年度狩猟免許試験、狩猟者適性検査及び県外狩猟者の登録事務の一部並びに狩猟事故防止対策指導研修の実施委託 | 1,232,000 | 長崎市樺島町9-13<br>社団法人 長崎県猟友会<br>会長 中村 大介           | 狩猟免許試験及び狩猟者適性検査にあたっては、法令及び鳥獣、猟具等の専門的知識を有し、かつ狩猟全般につき精通している者がその任にあたる必要がある。<br>また、現在のところ、そのような者を有する団体等としては、委託団体のみであり他と競争できず相手方が特定される。  | 第167条の2<br>第1項 第2号 |
| 3  | 農林部  | 農政課            | H19.11.13 | 平成19年度放鳥用二ホンキジ購入  | 2,362,500 | 鹿児島県鹿屋市串良町細山田3683-10<br>肝属地区キジ養殖組合<br>組合長 小倉 均  | 放鳥用二ホンキジについては、県の発注が年1回のみと頻繁にないこと等により、二ホンキジ養殖業者はいずれも県の資格登録をしておらず競争入札ができないため、3者から見積書を徴取することによる随意契約とした。  | 第167条の2<br>第1項 第2号 |
| 4  | 農林部  | 農業経営課          | H19.4.2   | 農業改良資金の資金管理事務業務委託                                       | 1,183,000 | 東京都港区赤坂1丁目9-13<br>社団法人 全国農業改良普及支援協会<br>会長 大森 昭彦 | 契約先は、農業改良普及事業に関する情報活動、調査研究、資金管理事務の委託等を行っている団体であり、農業改良資金管理事務に関するシステム設計、データ入出力等は当協会のみが行っているため、他と競争できず相手方が特定される上、非常に多くの個人情報を取り扱う業務であるため、契約先が頻繁に変更した場合、万が一情報が流出した際に流出元を特定するのが困難となる。<br>なお、農業改良資金の貸付けを行うすべての都道府県が会員となっている。 | 第167条の2<br>第1項 第2号 |
| 5  | 農林部  | 農業経営課          | H19.5.25  | 長崎県病害虫防除基準情報検索システム機能強化のためのながさき農林業総合情報システム改修業務委託         | 7,849,800 | 長崎市西坂町2-3<br>富士通株式会社長崎支店<br>支店長 元木 泰光           | 既存のながさき農林業総合情報システムの中に構築している病害虫防除検索システムを新たな法改正に対応し、機能強化を行う改修である。現システムには病害虫防除基準、雑草防除基準等の登録情報がデータベース化されており、また、それに対応した写真838枚も掲載されている。したがって、本システムを構築したのが当企業であり写真データ及びシステムの著作権が相手にあることから、他企業と競争できないため、現システムの開発企業との随意契約とした。  | 第167条の2<br>第1項 第2号 |

| 番号 | 所管部局 | 所管課<br>(地方機関名) | 契約締結日     | 契約の名称                                  | 契約金額(円)    | 契約の相手先 住所 氏名                                | 随意契約とした理由<br>(具体的かつ詳細に記載)  | 地方自治法施行令<br>適用条項  |
|----|------|----------------|-----------|--|------------|---|--|-------------------|
| 6  | 農林部  | 農産園芸課          | H19.4.2   | 種馬鈴しょ原採種委託                             | 1,233,843  | 長崎市出島町1-20<br>長崎県種馬鈴薯協会<br>会長理事 富永 輝雄       | 平成19年度において、長崎県内には都道府県知事が適当と認めている団体(都道府県を区域とする採種団体)は、長崎県種馬鈴薯協会1者しかなく、他に代替できる団体もないため、長崎県種馬鈴薯協会と1者随意契約とした。  | 第167条の2<br>第1項第2号 |
| 7  | 農林部  | 農産園芸課          | H19.6.15  | ながさきの米消費拡大対策事業                         | 1,550,000  | 長崎市出島町1-20<br>長崎県米消費拡大推進協議会<br>会長 渡辺 敏則     | 長崎県米消費拡大推進協議会は、県産米の統一ブランド米や各地域ブランド米等の需要拡大を図ることを目的として、国・県・全農・卸業者等を構成員として設立された団体であり、本事業が県全体として一体的に推進していく必要があること、また、事業の性質上競争性のあるものではないことから、個々の業者ではなく、実際の流通に携わる全農や卸業者が構成員となっている公的な団体である当協議会の他に委託できる団体はない。<br>また、商標登録の関係上、統一米袋については他の業者では使用することはできない。 | 第167条の2<br>第1項第2号 |
| 8  | 農林部  | 農産園芸課          | H19.9.21  | ながさき花き所得向上対策事業にかかる施設園芸用ヒートポンプ賃貸借       | 1,470,000  | 東京都渋谷区渋谷1丁目4-2<br>ネボン株式会社<br>代表取締役 福田 晴久    | 「洋ラン栽培におけるヒートポンプを利用した暖房コスト低減技術確立」のために、導入を予定している機器は、重油用の暖房機とヒートポンプを効率的に制御するハイブリッド機能(特許)を備え、暖房費の軽減の実証として設置を予定している機種である。この機能を持つ施設園芸用の機種は、現在ネボン(株)から商品化されている機種のみである。他のメーカーについては、この機能を持つヒートポンプを有していないため、ネボン株式会社と1者随意契約とした。                            | 第167条の2<br>第1項第2号 |
| 9  | 農林部  | 農産園芸課          | H19.11.27 | 平成19年度「長崎びわ」産地再生対策事業費(長崎びわ15号現地栽培試験委託) | 6,370,000  | 長崎市茂木町1590-120<br>長崎びわ15号品種研究会<br>会長 森 純幸   | びわの生産技術を持ち新系統長崎びわ15号を植栽するために組織された任意組織である長崎びわ15号品種研究会は、この事業を行うのに最適であるため、1者随意契約とした。  | 第167条の2<br>第1項第2号 |
| 10 | 農林部  | 畜産課            | H19.4.2   | 平成19年度長崎県死亡牛BSE検査円滑化対策事業委託             | 11,550,000 | 諫早市下大渡野町2041-1<br>長崎レンダリング協同組合<br>理事長 本田 清秀 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び化製場等に関する法律により、死亡牛は化製場若しくは死亡獣畜取扱場で適正に処理されなければならない。<br>県内には、死亡牛を適正に処理できる化製場は2カ所(長崎レンダリング協同組合、ハラサンギョウ株式会社)しかなく、BSE検査の円滑な実施のために、死亡牛の保管及び採材補助業務を委託できるのは、当該2カ所の化製業者しかないことから、随意契約とした。   | 第167条の2<br>第1項第2号 |

平成19年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 農林部

H20.3.31 現在

| 番号 | 所管部局 | 所管課<br>(地方機関名) | 契約締結日    | 契約の名称                      | 契約金額(円)   | 契約の相手先 住所 氏名                                | 随意契約とした理由<br>(具体的かつ詳細に記載)  | 地方自治法施行令<br>適用条項   |
|----|------|----------------|----------|----------------------------|-----------|---|--|--------------------|
| 11 | 農林部  | 畜産課            | H19.4.2  | 平成19年度長崎県死亡牛BSE検査円滑化対策事業委託 | 4,228,308 | 東彼杵郡川棚町三越郷51-2<br>ハラサンギョウ株式会社<br>代表取締役 原 辰男 | <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び化製場等に関する法律により、死亡牛は化製場若しくは死亡獣畜取扱場で適正に処理されなければならない。</p> <p>県内には、死亡牛を適正に処理できる化製場は2カ所(長崎レングリング協同組合、ハラサンギョウ株式会社)しかなく、BSE検査の円滑な実施のために、死亡牛の保管及び採材補助業務を委託できるのは、当該2カ所の化製業者しかいないことから、随意契約とした。</p>   | 第167条の2<br>第1項 第2号 |
| 12 | 農林部  | 畜産課            | H19.4.9  | 平成19年度長崎県畜産物安全性確保対策事務委託    | 1,849,000 | 諫早市貝津町3031<br>社団法人 長崎県獣医師会<br>会長 竹下 正興      | <p>本委託事業は、安全な畜産物を供給するために実施するもので、薬事法・飼料安全法および家畜生理等の総合的な知識と公正さを必要とする。</p> <p>また、事業を実施するうえで、獣医師および畜産農家に対する的確な指導・助言が必要である。</p> <p>獣医師および畜産農家に対して、法律面および実務面から指導・助言が行える組織を検討した結果、特に、獣医師に対する指導・助言が行えるのは社団法人長崎県獣医師会のみとの結論に達したため随意契約とした。</p>  | 第167条の2<br>第1項 第2号 |
| 13 | 農林部  | 畜産課            | H19.4.2  | 平成19年度肉用牛群資質向上対策事業委託       | 1,260,000 | 長崎市銭座町3-3<br>全国和牛登録協会長崎県支部<br>支部長 吉野 誠治     | <p>本事業は、肉用牛繁殖農家が飼養する雌牛群の改良を推進し、肉用牛群の資質の向上を図ることを目的として行う事業であり、育種価データ等を活用した専門的知識を用いた指導を行う必要がある。委託先である全国和牛登録協会長崎県支部は県内の繁殖農家の実態を把握し、畜産技術者による血統登録情報分析が可能な機関である。また、繁殖農家の指導に用いる育種価データを算出するために必要な子牛登記データの提供は本協会で行うことができないため、他の機関では事業目的を達成することはできない。これらの理由により、他と競争できず相手方が特定されるため随意契約とした。</p> | 第167条の2<br>第1項 第2号 |
| 14 | 農林部  | 畜産課            | H19.7.25 | 平成19年度畜産コンサルタント事業委託        | 9,965,000 | 長崎市銭座町3-3<br>社団法人 長崎県畜産協会<br>会長 吉野 誠治       | <p>本事業は、畜産農家の経営分析を主としたものであるが、業務の遂行に当たっては専門的な知識を有するコンサルタント員を必要とする。社団法人長崎県畜産協会は、前述の専門員を有し、県内市町及び農業団体を会員とした公益法人であり、一般企業のような利潤を追求しないため、委託が可能である。これらの理由により、他と競争できず相手方が特定されるため随意契約とした。</p>   | 第167条の2<br>第1項 第2号 |

| 番号 | 所管部局 | 所管課<br>(地方機関名) | 契約締結日    | 契約の名称                                      | 契約金額(円)   | 契約の相手先 住所 氏名  | 随意契約とした理由<br>(具体的かつ詳細に記載)   | 地方自治法施行令<br>適用条項   |
|----|------|----------------|----------|--|-----------|---|---|--------------------|
| 15 | 農林部  | 畜産課            | H20.3.7  | 平成19年度新技術活用種雄牛造成事業に係る供卵牛購買                 | 1,848,000 | 吉崎市郷ノ浦町東触560<br>吉崎市農業協同組合<br>代表理事組合長 吉野 誠治          | <p>購入する供卵牛は、受精卵移植技術を活用した種雄牛造成を行うことを目的として導入するものであり、県内でトップクラスの超高能力牛である必要がある。</p> <p>供卵牛の選定に当たっては、県内に飼育されている約2万7千頭の繁殖雌牛の中から、産肉能力(枝肉重量や脂肪交雑等)に優れたものを育種価データ(子牛に伝える遺伝能力)や共励会等の成績を基に選抜し、その中から特に優れたもの1頭を購入することとしている。</p> <p>選抜牛は、繁殖農家で飼養中のものであり、その購買方法は所属農業協同組合との相対取引による随意契約しかないため。</p>   | 第167条の2<br>第1項 第2号 |
| 16 | 農林部  | 畜産課            | H20.3.19 | 液体窒素タンク購買                                  | 6,300,000 | 佐世保市大塔町666-10<br>太陽日酸株式会社<br>佐世保営業所<br>所長 高石 亮太郎    | <p>肉用牛改良センターに設置予定の当該品目については、旧タンクの撤去、土台の基礎工事、新タンクの据付工事等の一連の工事の中で設置することとしていたが、本工事の請負業者が、平成20年3月10日に、自己破産申立の手続きを開始したため、工事の継続が不可能となった。</p> <p>本工事は、旧タンクの撤去、基礎工事までが完了した段階にあり、新タンクの設置が行われていない状況にある。工事を再度、入札により進めようとした場合、タンクについては、受注生産であるため、工期だけでも4ヵ月程を要し、入札期間等を含めると最短でも6ヵ月程を要するものと思われる。</p> <p>また、現在、タンクが撤去されている状況であるため、液体窒素の補給は、週一度、業者のタンクローリーから直接補給を受けている状態であり、契約単価も割高で、月当たり換算すると、70万円超多く歳出する計算となる。さらに、液体窒素は、家畜人工授精用凍結精液貯蔵に用いているが、現状下では、緊急に液体窒素を補給する必要が生じた場合の対応が困難であり、経済的損失も図りしれないため、緊急に新タンクを設置する必要がある。</p> <p>今回、当該品目の調達業者は、前述の請負業者から発注を受けて製造したタンクを所有しており、ごく短期間で、新タンクの設置が可能な唯一の者であるため。</p> | 第167条の2<br>第1項 第5号 |
| 17 | 農林部  | 農村整備課          | H19.4.2  | 平成19年度補助版農業農村整備標準積算システムVer.2.1長崎県版運用保守改良業務 | 3,864,000 | 東京都中央区日本橋小伝馬町2-3<br>社団法人 農業農村整備情報センター<br>理事長 長谷川 高士 | <p>長崎県が採用する補助版農業農村整備標準積算システムの使用及び使用改良に関する権限は、社団法人 農業農村情報総合センターが有していること。また、著作権の人格権においても、同センターが保有しており、同センター以外がシステムの運用及び保守改良等はできないため。(他と競争できず相手方が特定されるため。)</p>   | 第167条の2<br>第1項 第2号 |

| 番号 | 所管部局 | 所管課<br>(地方機関名) | 契約締結日    | 契約の名称                                | 契約金額(円)   | 契約の相手先 住所 氏名                                      | 随意契約とした理由<br>(具体的かつ詳細に記載)   | 地方自治法施行令<br>適用条項   |
|----|------|----------------|----------|--------------------------------------|-----------|---|---|--------------------|
| 18 | 農林部  | 農村整備課          | H19.9.21 | 中山間・棚田地域活性化PR<br>ビデオ作成業務委託           | 1,365,000 | 長崎市茂里町3-2<br>長崎文化放送 株式会社<br>代表取締役 前原 晃昭           | 中山間・棚田地域の活性化の効果的なPRを図るため、優れた表現力を有する県内民放4者に企画提案型プロポーザル方式(複数業者から企画提案書の提出を求め、最も優れた提案をした業者と契約する方法)により、審査委員会にて厳正な審査のうえ決定した業者と契約した。                           | 第167条の2<br>第1項 第2号 |
| 19 | 農林部  | 諫早湾干拓室         | H19.4.2  | 総合農林試験場<br>諫早湾干拓現場事務所<br>賃貸借         | 3,255,000 | 長崎市戸町4丁目27-32<br>大和工商リース株式会社<br>長崎営業所<br>所長 是永 典彦 | 本契約は、平成18年度に引き続き賃貸契約を行うものであり、使用物件を新規に賃貸契約することは、使用物件の解体撤去、再度の新築に相当の期間を要し、業務に支障を及ぼすので、現在の賃貸契約業者と引き続き契約を行った。   | 第167条の2<br>第1項 第2号 |
| 20 | 農林部  | 林務課            | H19.5.28 | 新土木工事積算システム<br>データ(森林土木体系)改訂<br>業務委託 | 4,882,500 | 長崎市出来大工町36<br>扇精光株式会社<br>代表取締役 池田正志               | 改訂にあたり、新歩掛の解析、施工単価条件表の作成及び歩掛データの電算への入力を正確かつ期限内に執行するため本積算システムの開発者であり、歩掛データ作成の実績がある扇精光(株)以外に本業務の円滑な執行は望めない。   | 第167条の2<br>第1項 第2号 |
| 21 | 農林部  | 林務課            | H19.6.12 | 対馬しいたけ需要拡大支援<br>事業委託                 | 1,646,000 | 対馬市厳原町中村606-19<br>長崎県しいたけ振興対策協<br>議会<br>会長 吉野栄二   | 長崎県しいたけ振興対策協議会は、対馬の基幹作目の乾しいたけを振興する全ての関係機関が参加した唯一の団体であり、本事業実施にあたり必要な知識と経験を有している。   | 第167条の2<br>第1項 第2号 |
| 22 | 農林部  | 林務課            | H19.6.25 | 平成19年度山地災害危険地<br>区再点検データ整備業務委<br>託   | 1,680,000 | 長崎市飽の浦町1-1<br>株式会社リョーイン長崎営業<br>所<br>所長 波田良<br>実   | 県が実施する山地災害危険地区の再点検で得られたデータを森林防災情報システムに入力し、危険度判定及び集計を行うが、国の調査要領に基づき適正に行われているかを照査し、システムの正常な稼働の確認を行うため、基本システムを一般競争入札により受託し、開発した株式会社リョーイン以外に本業務の円滑な執行は望めない。 | 第167条の2<br>第1項 第2号 |

| 番号 | 所管部局 | 所管課<br>(地方機関名) | 契約締結日     | 契約の名称                     | 契約金額(円)   | 契約の相手先 住所 氏名   | 随意契約とした理由<br>(具体的かつ詳細に記載)   | 地方自治法施行令<br>適用条項   |
|----|------|----------------|-----------|---------------------------|-----------|--|---|--------------------|
| 23 | 農林部  | 林務課            | H19.10.1  | 平成19年度山地防災情報システム設計書作成業務委託 | 2,940,000 | 東京都中央区銀座6-15-1<br>株式会社 J-時空間<br>研究所 代表取締役社長<br>藤田 幸夫     | 旧バージョンのWeb版エンジンで構築した既存システムの中に、新バージョンのWeb版エンジンを利用したWebシステムを組み込む際に悪影響を及ぼさない設計を行うことができるのは、新旧エンジンの仕様および機能、互換性に関する知識と設計ノウハウを有する(株)J-時空間研究所のみである。   | 第167条の2<br>第1項 第2号 |
| 24 | 農林部  | 林務課            | H20.1.24  | 平成19年度治山・林道執行管理システム統合業務委託 | 3,517,500 | 長崎市出来大工町36番地<br>扇精光株式会社<br>代表取締役 池田 正志                   | 治山工事執行管理システムと林道工事執行管理システムを統合することを目的として実施するものであるが、両システムは治山・林道事業の補助金の各々の事務要領を基本に構成されているため両システムを平成14年度に開発し、システムプログラム著作権を有している扇精光(株)と随意契約とした。   | 第167条の2<br>第1項 第2号 |
| 25 | 農林部  | 林務課            | H20.2.26  | 平成19年度保安林台帳附属図整備業務委託      | 2,982,000 | 長崎市飽の浦町1番1号<br>株式会社リョーイン長崎営業<br>所<br>執行役員長崎営業所長<br>波田 良実 | 地番図は、長崎県森林地理情報システムの基礎データのひとつであり、本委託にて行う長崎県森林地理情報システムの取り込みは、このサブシステムの開発と一体として行う必要があるため、サブシステムの構築業者である株式会社リョーイン以外、本業務を実施出来ない。   | 第167条の2<br>第1項 第2号 |
| 26 | 農林部  | 病害虫防除所         | H19.10.19 | 島津残留農薬分析装置修理              | 1,392,899 | 長崎市平和町28-11<br>株式会社イケダ科学長崎支<br>店<br>支店長 近藤 信昭            | 島津残留農薬分析装置(ガスクロマトグラフ質量分析機器)は、農作物の残留農薬を分析する機器で部品の交換・修理を行った。当該機器の修理を行えるのは、県内では唯一選定業者の1社であるため、同業者との随意契約とした。  | 第167条の2<br>第1項 第2号 |
| 27 | 農林部  | 肉用牛改良センター      | H19.4.17  | 現場検定牛計12頭(風13, 糸若丸他)売買契約  | 6,573,000 | 平戸市田平町大久保免1544<br>北松地区和牛育種組合<br>組合長 松田 辰郎                | 検定牛の生産は検定セットに応じて、各地域における育種組合、改良組合などで為されている。検定牛は、県下で選抜された高能力の母牛に当センター所有の種雄候補牛を指定取得交配をして生産されている牛であり、誕生後にも生産検査を行い、発育、体型、育種価能力及び遺伝子型検査などの検査に合格したものである。このような高度な選抜を受けた牛は代替品として他に存在しない。このため納入業者が限定される。 | 第167条の2<br>第1項 第2号 |

| 番号 | 所管部局 | 所管課<br>(地方機関名) | 契約締結日    | 契約の名称                   | 契約金額(円)   | 契約の相手先 住所 氏名                                | 随意契約とした理由<br>(具体的かつ詳細に記載)   | 地方自治法施行令<br>適用条項   |
|----|------|----------------|----------|-------------------------|-----------|---|---|--------------------|
| 28 | 農林部  | 肉用牛改良センター      | H19.4.17 | 現場検定牛計4頭(福王、正王、一美他)売買契約 | 2,446,500 | 雲仙市吾妻町永中名1283-1<br>県南地域和牛改良協議会<br>会長 奥村 慎太郎 | 検定牛の生産は検定セットに応じて、各地域における育種組合、改良組合などで為されている。検定牛は、県下で選抜された高能力の母牛に当センター所有の種雄候補牛を指定取得交配をして生産されている牛であり、誕生後にも生産検査を行い、発育、体型、育種価能力及び遺伝子型検査などの検査に合格したものである。このような高度な選抜を受けた牛は代替品として他に存在しない。このため納入業者が限定される。 | 第167条の2<br>第1項 第2号 |
| 29 | 農林部  | 肉用牛改良センター      | H19.4.26 | 現場検定牛計2頭(幸松他)売買契約       | 1,191,750 | 五島市吉久木町938<br>五島和牛育種組合<br>組合長 中尾 弘一         | 検定牛の生産は検定セットに応じて、各地域における育種組合、改良組合などで為されている。検定牛は、県下で選抜された高能力の母牛に当センター所有の種雄候補牛を指定取得交配をして生産されている牛であり、誕生後にも生産検査を行い、発育、体型、育種価能力及び遺伝子型検査などの検査に合格したものである。このような高度な選抜を受けた牛は代替品として他に存在しない。このため納入業者が限定される。 | 第167条の2<br>第1項 第2号 |
| 30 | 農林部  | 肉用牛改良センター      | H19.5.29 | 現場検定牛計2頭(天志、勝一流)売買契約    | 1,050,000 | 佐世保市宇久町平328<br>宇久町和牛改良組合<br>組合長 寺坂 勲        | 検定牛の生産は検定セットに応じて、各地域における育種組合、改良組合などで為されている。検定牛は、県下で選抜された高能力の母牛に当センター所有の種雄候補牛を指定取得交配をして生産されている牛であり、誕生後にも生産検査を行い、発育、体型、育種価能力及び遺伝子型検査などの検査に合格したものである。このような高度な選抜を受けた牛は代替品として他に存在しない。このため納入業者が限定される。 | 第167条の2<br>第1項 第2号 |
| 31 | 農林部  | 肉用牛改良センター      | H19.6.4  | 現場検定牛計3頭(天一、かえて他)売買契約   | 1,470,000 | 雲仙市吾妻町永中名1283-1<br>県南地域和牛改良協議会<br>会長 奥村 慎太郎 | 検定牛の生産は検定セットに応じて、各地域における育種組合、改良組合などで為されている。検定牛は、県下で選抜された高能力の母牛に当センター所有の種雄候補牛を指定取得交配をして生産されている牛であり、誕生後にも生産検査を行い、発育、体型、育種価能力及び遺伝子型検査などの検査に合格したものである。このような高度な選抜を受けた牛は代替品として他に存在しない。このため納入業者が限定される。 | 第167条の2<br>第1項 第2号 |
| 32 | 農林部  | 肉用牛改良センター      | H19.6.19 | 現場検定牛計4頭(優秀乃美、一流他)売買契約  | 2,205,000 | 平戸市田平町大久保免1544<br>北松地区和牛育種組合<br>組合長 松田 辰郎   | 検定牛の生産は検定セットに応じて、各地域における育種組合、改良組合などで為されている。検定牛は、県下で選抜された高能力の母牛に当センター所有の種雄候補牛を指定取得交配をして生産されている牛であり、誕生後にも生産検査を行い、発育、体型、育種価能力及び遺伝子型検査などの検査に合格したものである。このような高度な選抜を受けた牛は代替品として他に存在しない。このため納入業者が限定される。 | 第167条の2<br>第1項 第2号 |

平成19年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名：農林部

H20.3.31 現在

| 番号 | 所管部局 | 所管課<br>(地方機関名) | 契約締結日    | 契約の名称                       | 契約金額(円)   | 契約の相手先 住所 氏名  | 随意契約とした理由<br>(具体的かつ詳細に記載)   | 地方自治法施行令<br>適用条項   |
|----|------|----------------|----------|-----------------------------|-----------|---|---|--------------------|
| 33 | 農林部  | 肉用牛改良センター      | H20.1.25 | 現場検定牛計9頭(春景、智則他)売買契約        | 4,494,000 | 平戸市田平町大久保免1544<br>北松地区和牛育種組合<br>組合長 松田 辰郎                 | 検定牛の生産は検定セットに応じて、各地域における育種組合、改良組合などで為されている。検定牛は、県下で選抜された高能力の母牛に当センター所有の種雄候補牛を指定取得交配をして生産されている牛であり、誕生後にも生産検査を行い、発育、体型、育種能力及び遺伝子型検査などの検査に合格したものである。このような高度な選抜を受けた牛は代替品として他に存在しない。このため納入業者が限定される。    | 第167条の2<br>第1項 第2号 |
| 34 | 農林部  | 県央農村整備事務所      | H19.4.2  | 19干第02号 諫早湾干拓堤防気象情報提供業務     | 1,134,000 | 福岡県福岡市中央区大濠1<br>丁目6-33<br>財団法人 日本気象協会 九州地区支配人 支配人 鈴木正基    | 本業務は、警報・注意報の発令をはじめ降雨降雪状況・降雨降雪予測台風の進路予測など各種の気象情報をリアルタイムで受信し、業務上の重要な判断材料とするものである。このためにはデータの継続性とこれを基にした迅速・適格な判断が必要である。本業務の基礎となる福岡管区気象台の気象情報を、独自の専門的な技術、経験で分析・予測を加えてシステム化し、情報提供しているのは日本気象協会九州支社のみである。 | 第167条の2<br>第1項 第2号 |
| 35 | 農林部  | 県央農村整備事務所      | H19.4.25 | 19農第01号 飯盛南部地区積算資料作成業務委託    | 1,785,000 | 長崎市大黒町9-17<br>長崎県土地改良事業団体連合会 会長 宮本 正則                     | 県営事業の積算に当たっては、(社)農業農村整備情報総合センター(以下「ARIC」という。)が直轄用を補助版に改良した農業農村整備標準積算システム(以下「積算システム」という。)を使用している。(使用許諾契約の締結、土改連も締結)・更に、積算システムに県独自の機能を付加し土改連と共同で保守運用している。このため、県内で唯一積算業務を受託できる団体である。                 | 第167条の2<br>第1項 第2号 |
| 36 | 農林部  | 県央農村整備事務所      | H19.5.10 | 18繰農第021号 伊木力第2・2期地区積算業務委託  | 2,835,000 | 長崎市大黒町9-17<br>長崎県土地改良事業団体連合会 会長 宮本 正則                     | 県営事業の積算に当たっては、(社)農業農村整備情報総合センター(以下「ARIC」という。)が直轄用を補助版に改良した農業農村整備標準積算システム(以下「積算システム」という。)を使用している。(使用許諾契約の締結、土改連も締結)・更に、積算システムに県独自の機能を付加し土改連と共同で保守運用している。このため、県内で唯一積算業務を受託できる団体である。                 | 第167条の2<br>第1項 第2号 |
| 37 | 農林部  | 県央農村整備事務所      | H19.5.23 | 19干第04号 諫早湾干拓堤防排水門電食棒検討業務委託 | 1,260,000 | 福岡県福岡市中央区大名2<br>丁目4-22<br>株式会社 ナカボーテック<br>九州支店 支店長 渡辺 多喜男 | 当業務は、抵抗率調査後そのデータを基に解析を行い最適な電食棒材の規格の妥当性を決定する業務であり、調査業務と解析業務が一連の作業であり、専門的知識及び経験が必要であるが、九州内で当業務を行えるのがナカボーテックを含めて3社しかいなかったため、当該3社見積にて随意契約を行った。  | 第167条の2<br>第1項 第2号 |

| 番号 | 所管部局 | 所管課<br>(地方機関名) | 契約締結日    | 契約の名称                          | 契約金額(円)    | 契約の相手先 住所 氏名                                   | 随意契約とした理由<br>(具体的かつ詳細に記載)   | 地方自治法施行令<br>適用条項   |
|----|------|----------------|----------|--------------------------------|------------|--|---|--------------------|
| 38 | 農林部  | 県央農村整備事務所      | H19.6.26 | 19管農委第3号 飯盛南部地区換地計画(処分)事務委託    | 48,561,000 | 諫早市飯盛町開1929番地5<br>飯盛南部土地改良区<br>理事長 古野 綾雄       | 県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務委託に関する要綱第3条により委託先が当該土地改良区・地元市町に限られるため。  | 第167条の2<br>第1項 第2号 |
| 39 | 農林部  | 県央農村整備事務所      | H19.6.26 | 19管農委第2号 飯盛北部2期地区換地計画(処分)事務委託  | 3,880,000  | 諫早市飯盛町開1929番地5<br>飯盛北部土地改良区<br>理事長 三浦 有司       | 県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務委託に関する要綱第3条により委託先が当該土地改良区・地元市町に限られるため。  | 第167条の2<br>第1項 第2号 |
| 40 | 農林部  | 県央農村整備事務所      | H19.7.4  | 19管農委第1号 開地区換地計画(処分)事務委託       | 1,126,000  | 諫早市飯盛町開1929番地3<br>飯盛開土地改良区<br>理事長 古野 繁         | 県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務委託に関する要綱第3条により委託先が当該土地改良区・地元市町に限られるため。  | 第167条の2<br>第1項 第2号 |
| 41 | 農林部  | 県央農村整備事務所      | H19.7.11 | 19干第016号 諫早湾干拓堤防通信制御設備保守点検業務委託 | 8,085,000  | 福岡県福岡市中央区長浜2丁目4番1号<br>株式会社 東芝 九州支社<br>支社長 岡崎 裕 | 本業務は、諫早湾干拓堤防通信制御設備の機能保持を目的として、機器、装置及び各種データ処理等、ハード及びソフト面に至る全般の保守点検を行うものである。当設備及びソフトウェアについては、平成7年度から10年度にかけて東芝にて製作・据付が行われ、平成12年度から保守点検を行っており当該設備の保守に対して精通している。今回、発注するに当たって東芝以外の国内水管理制御システムメーカー7社にこの業務を実施できるかどうか調査を行ったが、点検業務は1社を除きすべて、また保守業務は7社全社が実施できないとの回答だった。このため(株)東芝と随意契約を行う。 | 第167条の2<br>第1項 第2号 |
| 42 | 農林部  | 県央農村整備事務所      | H19.8.28 | 18線農第023号 三重西部地区積算参考資料作成業務委託   | 1,470,000  | 長崎市大黒町9番17号<br>長崎県土地改良事業団体連合会 会長 宮本 正則         | 県営事業の積算に当たっては、(社)農業農村整備情報総合センター(以下「ARIC」という。)が直轄用を補助版に改良した農業農村整備標準積算システム(以下「積算システム」という。)を使用している。(使用許諾契約の締結、土改連も締結)更に、積算システムに県独自の機能を付加し土改連と共同で保守運用している。このため、県内で唯一積算業務を受託できる団体である。  | 第167条の2<br>第1項 第2号 |

| 番号 | 所管部局 | 所管課<br>(地方機関名) | 契約締結日    | 契約の名称                       | 契約金額(円)   | 契約の相手先 住所 氏名                           | 随意契約とした理由<br>(具体的かつ詳細に記載)  | 地方自治法施行令<br>適用条項   |
|----|------|----------------|----------|-----------------------------|-----------|--|--|--------------------|
| 43 | 農林部  | 県央農村整備事務所      | H19.9.13 | 19農第010号 西海地区積算資料作成業務委託     | 2,300,000 | 長崎市大黒町9番17号<br>長崎県土地改良事業団体連合会 会長 宮本 正則 | 県営事業の積算に当たっては、(社)農業農村整備情報総合センター(以下「ARIC」という。)が直轄用を補助版に改良した農業農村整備標準積算システム(以下「積算システム」という。)を使用している。(使用許諾契約の締結、土改連も締結)・更に、積算システムに県独自の機能を付加し土改連と共同で保守運用している。このため、県内で唯一積算業務を受託できる団体である。  | 第167条の2<br>第1項 第2号 |
| 44 | 農林部  | 県央農村整備事務所      | H19.9.14 | 19農第05号 飯盛南部地区出来高設計業務委託     | 5,880,000 | 長崎市大黒町9番17号<br>長崎県土地改良事業団体連合会 会長 宮本 正則 | 県営事業の積算に当たっては、(社)農業農村整備情報総合センター(以下「ARIC」という。)が直轄用を補助版に改良した農業農村整備標準積算システム(以下「積算システム」という。)を使用している。(使用許諾契約の締結、土改連も締結)・更に、積算システムに県独自の機能を付加し土改連と共同で保守運用している。このため、県内で唯一積算業務を受託できる団体である。  | 第167条の2<br>第1項 第2号 |
| 45 | 農林部  | 県央農村整備事務所      | H19.10.3 | 19農第014号 飯盛南部地区積算資料作成業務委託   | 1,800,000 | 長崎市大黒町9番17号<br>長崎県土地改良事業団体連合会 会長 宮本 正則 | 県営事業の積算に当たっては、(社)農業農村整備情報総合センター(以下「ARIC」という。)が直轄用を補助版に改良した農業農村整備標準積算システム(以下「積算システム」という。)を使用している。(使用許諾契約の締結、土改連も締結)・更に、積算システムに県独自の機能を付加し土改連と共同で保守運用している。このため、県内で唯一積算業務を受託できる団体である。  | 第167条の2<br>第1項 第2号 |
| 46 | 農林部  | 県央農村整備事務所      | H20.1.18 | 19堤第04号 諫早湾干拓堤防道路積算業務委託     | 7,770,000 | 長崎市大黒町9番17号<br>長崎県土地改良事業団体連合会 会長 宮本 正則 | 県営事業の積算に当たっては、(社)農業農村整備情報総合センター(以下「ARIC」という。)が直轄用を補助版に改良した農業農村整備標準積算システム(以下「積算システム」という。)を使用している。(使用許諾契約の締結、土改連も締結)・更に、積算システムに県独自の機能を付加し土改連と共同で保守運用している。このため、県内で唯一積算業務を受託できる団体である。  | 第167条の2<br>第1項 第2号 |
| 47 | 農林部  | 県央農村整備事務所      | H20.2.8  | 19堤第01号 諫早湾干拓堤防道路農道台帳作成業務委託 | 3,150,000 | 長崎市大黒町9番17号<br>長崎県土地改良事業団体連合会 会長 宮本 正則 | ・農道台帳の作成は、一貫した体制の下に統一的に実施することが重要であり、農道台帳作成主体は、土改連に協力を要請し、農道台帳記載数値の点検・確認を受けるよう努める必要がある。<br>・土改連は、一定要件農道について農林水産省の農林水産統計調査について積極的に協力することとなり、土改連は点検・確認した農道台帳記載数値について県担当部局に報告するとともに、全国土地改良事業団体連合会を通じて農林水産省に報告することとなっている関係から農道台帳の作成・点検・確認を行う唯一の機関である。 | 第167条の2<br>第1項 第2号 |

平成19年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 農林部

H20.3.31 現在

| 番号 | 所管部局 | 所管課<br>(地方機関名) | 契約締結日    | 契約の名称                              | 契約金額(円)   | 契約の相手先 住所 氏名                                     | 随意契約とした理由<br>(具体的かつ詳細に記載)   | 地方自治法施行令<br>適用条項   |
|----|------|----------------|----------|------------------------------------|-----------|--|---|--------------------|
| 48 | 農林部  | 県央農村整備事務所      | H20.2.14 | 19農第021号 西海地区積算資料作成業務委託            | 2,415,000 | 長崎市大黒町9番17号<br>長崎県土地改良事業団体連合会 会長 宮本 正則           | 県営事業の積算に当たっては、(社)農業農村整備情報総合センター(以下「ARIC」という。)が直轄用を補助版に改良した農業農村整備標準積算システム(以下「積算システム」という。)を使用している。(使用許諾契約の締結、土改連も締結)・更に、積算システムに県独自の機能を付加し土改連と共同で保守運用している。このため、県内で唯一積算業務を受託できる団体である。 | 第167条の2<br>第1項 第2号 |
| 49 | 農林部  | 長崎林業事務所        | H19.4.2  | 西彼杵半島線ふるさと林道緊急整備工事仮設物点検委託業務(岩背戸工区) | 3,412,500 | 長崎市泉3丁目3-1<br>竹下建設工業株式会社<br>代表取締役 竹下晴彦           | 平成18年度土木工事積算資料 仮設工 仮設物を継続して使用する場合の取り扱い 4 残存した仮設物の積算によれば、「原則とし仮設物を設置した請負業者との随意契約により行うものとする。」となっていることから、他と競争できず仮設橋の設置(施工)業者である、竹下建設工業(株)に特定される。                                     | 第167条の2<br>第1項 第6号 |
| 50 | 農林部  | 長崎林業事務所        | H19.4.2  | 西彼杵半島線ふるさと林道緊急整備工事仮設物点検委託業務(神浦1工区) | 2,520,000 | 西海市大瀬戸町板浦郷1128-10<br>黒瀬建設株式会社<br>代表取締役 濱谷博       | 平成18年度土木工事積算資料 仮設工 仮設物を継続して使用する場合の取り扱い 4 残存した仮設物の積算によれば、「原則とし仮設物を設置した請負業者との随意契約により行うものとする。」となっていることから、他と競争できず仮設橋の設置(施工)業者である、黒瀬建設(株)に特定される。                                       | 第167条の2<br>第1項 第6号 |
| 51 | 農林部  | 長崎林業事務所        | H19.6.13 | 西彼杵半島線ふるさと林道緊急整備工事・工事管理業務委託(岩背戸工区) | 3,818,850 | 大村市池田2丁目1311-3<br>財団法人 長崎県建設技術研究センター<br>理事長 城下伸生 | 適正な施工の確保、工事管理及び工物品質の確保を図るための適切な工事監督が求められており、県職員以外でこれらの業務を円滑に行うことが出来るのは(財)長崎県建設技術研究センター以外にないため、他と競争できず相手方が特定される。   | 第167条の2<br>第1項 第2号 |
| 52 | 農林部  | 長崎林業事務所        | H19.6.22 | 諫早地区保育工事(1工区)                      | 7,245,000 | 大村市大川田町990-1<br>長崎南部森林組合<br>代表理事組合長 開常義          | この事業は、生育途中の森林の手入れ(下刈り)のためのものであるが、生育状況に応じた手法の専門的知識が必要であり、急斜面での危険な作業を伴う。森林組合は、所属組合員の所有森林・県市町有林・公社造林などのほぼ全ての森林に精通し、作業経験も豊富な技術者を有しているおり、他と競争できず相手方が特定される。                             | 第167条の2<br>第1項 第2号 |

## 平成19年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 農林部

H20.3.31 現在

| 番号 | 所管部局 | 所管課<br>(地方機関名) | 契約締結日     | 契約の名称                                | 契約金額(円)   | 契約の相手先 住所 氏名  | 随意契約とした理由<br>(具体的かつ詳細に記載)  | 地方自治法施行令<br>適用条項   |
|----|------|----------------|-----------|--------------------------------------|-----------|---|--|--------------------|
| 53 | 農林部  | 長崎林業事務所        | H19.7.19  | 奥浦地区地すべり防止工事<br>設計積算・工事管理業務          | 5,166,000 | 大村市池田2丁目1311番3<br>財団法人 長崎県建設技術<br>研究センター<br>理事長 城下 伸生 | 適正な施工の確保、工事管理及び工物品質の確保を図る<br>ための適切な工事監督が求められており、県職員以外で<br>これらの業務を円滑に行うことが出来るのは(財)長崎県<br>建設技術研究センター以外にないため。   | 第167条の2<br>第1項 第2号 |
| 54 | 農林部  | 長崎林業事務所        | H19.7.19  | 継石地区復旧治山工事設計<br>積算・工事管理業務            | 5,601,750 | 大村市池田2丁目1311番3<br>財団法人 長崎県建設技術<br>研究センター<br>理事長 城下 伸生 | 適正な施工の確保、工事管理及び工物品質の確保を図る<br>ための適切な工事監督が求められており、県職員以外で<br>これらの業務を円滑に行うことが出来るのは(財)長崎県<br>建設技術研究センター以外にないため。   | 第167条の2<br>第1項 第2号 |
| 55 | 農林部  | 長崎林業事務所        | H19.11.1  | 県営林造成作業委託(1工<br>区)                   | 7,455,000 | 大村市大川田町990-1<br>長崎南部森林組合<br>代表理事組合長 開 常義              | 県営林事業は、国庫補助金と農林漁業金融公庫からの<br>借入金等で実施している。そのため、公庫からの森林整備<br>活性化資金の借入要件として、「県、林業公社、地域の森<br>林組合が共同して森林整備合理化計画を作成し、施業が<br>共同作成者によって行われること」とされている。従って、<br>45年生以下で実施する作業は合理化計画の対象であり、<br>森林整備合理化計画の共同作成者である長崎南部森林<br>組合と随意契約を行っている。 | 第167条の2<br>第1項 第2号 |
| 56 | 農林部  | 長崎林業事務所        | H19.11.6  | 県営林造成作業委託(2工<br>区)                   | 2,415,000 | 大村市大川田町990-1<br>長崎南部森林組合<br>代表理事組合長 開 常義              | 県営林事業は、国庫補助金と農林漁業金融公庫からの<br>借入金等で実施している。そのため、公庫からの森林整備<br>活性化資金の借入要件として、「県、林業公社、地域の森<br>林組合が共同して森林整備合理化計画を作成し、施業が<br>共同作成者によって行われること」とされている。従って、<br>45年生以下で実施する作業は合理化計画の対象であり、<br>森林整備合理化計画の共同作成者である長崎南部森林<br>組合と随意契約を行っている。 | 第167条の2<br>第1項 第2号 |
| 57 | 農林部  | 長崎林業事務所        | H19.12.27 | 19県営林第3号県営林間伐<br>素材生産販売事業委託(1工<br>区) | 2,625,000 | 大村市大川田町990-1<br>長崎南部森林組合<br>代表理事組合長 開 常義              | 県営林事業は、国庫補助金と農林漁業金融公庫からの<br>借入金等で実施している。そのため、公庫からの森林整備<br>活性化資金の借入要件として、「県、林業公社、地域の森<br>林組合が共同して森林整備合理化計画を作成し、施業が<br>共同作成者によって行われること」とされている。従って、<br>45年生以下で実施する作業は合理化計画の対象であり、<br>森林整備合理化計画の共同作成者である長崎南部森林<br>組合と随意契約を行っている。 | 第167条の2<br>第1項 第2号 |

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、財産の買入れ 160万円、物件の借入れ 80万円、財産の売払い 50万円、物件の貸付け 30万円、100万円

平成19年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 農林部

H20.3.31 現在

| 番号 | 所管部局 | 所管課<br>(地方機関名) | 契約締結日    | 契約の名称                | 契約金額(円)   | 契約の相手先 住所 氏名                              | 随意契約とした理由<br>(具体的かつ詳細に記載)  | 地方自治法施行令<br>適用条項   |
|----|------|----------------|----------|----------------------|-----------|---|--|--------------------|
| 58 | 農林部  | 長崎林業事務所        | H20.2.6  | 県営林間伐素材生産販売事業委託(2工区) | 1,008,000 | 大村市大川田町990-1<br>長崎南部森林組合<br>代表取締役組合長 開 常義 | 県営林事業は、国庫補助金と農林漁業金融公庫からの借入金等で実施している。そのため、公庫からの森林整備活性化資金の借入要件として、「県、林業公社、地域の森林組合が共同して森林整備合理化計画を作成し、施業が共同作成者によって行われること」とされている。従って、45年生以下で実施する作業は合理化計画の対象であり、森林整備合理化計画の共同作成者である長崎南部森林組合と随意契約を行っている。 | 第167条の2<br>第1項 第2号 |
| 59 | 農林部  | 長崎林業事務所        | H20.2.22 | 県営林造成作業委託(3工区)       | 1,396,500 | 大村市大川田町990-1<br>長崎南部森林組合<br>代表取締役組合長 開 常義 | 県営林事業は、国庫補助金と農林漁業金融公庫からの借入金等で実施している。そのため、公庫からの森林整備活性化資金の借入要件として、「県、林業公社、地域の森林組合が共同して森林整備合理化計画を作成し、施業が共同作成者によって行われること」とされている。従って、45年生以下で実施する作業は合理化計画の対象であり、森林整備合理化計画の共同作成者である長崎南部森林組合と随意契約を行っている。 | 第167条の2<br>第1項 第2号 |

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 100万円